

権利者不明等の場合の裁定制度の見直しについて

見直しに先立った著作権分科会法制・基本問題小委員会でのヒアリング等における主な関連意見

- 権利者搜索のための「相当な努力」(以下、「相当な努力」)のうち、閲覧することとなっている名簿・名鑑類の更新版が発行されなくなっている傾向がある
- 「相当な努力」のうち、利用しようとする著作物等と同種の著作物等の販売等を行う者への照会により、権利者に関する情報を得られることがあまりない
- 「相当な努力」のうち、(公社)著作権情報センター(CRIC)への30日間の掲載期間中に権利者が判明することはないが、30日間経過後も掲載しておくことにより、権利者が判明したことはある
- インターネット公開のための送信可能化等については5年を利用期間の上限としており、この期間を経過すると、再度裁定を受けなくてはならないが、再申請時に新たな情報が判明することがほとんど期待できない
- 裁定申請に係る手続きにかけることのできる人的資源や予算が限られている
- 著作物等の有効な利活用の面から、裁定を受けた著作物等をデータベース化するといいいのではないか

告示の改正

【見直し前の「相当な努力」】

- ア) 権利者の名前や住所等が掲載されている名簿・名鑑類の閲覧
- イ) ネット検索サービスによる情報の検索
- ウ) 著作権等管理事業者等への照会
- エ) 利用しようとする著作物等と同種の著作物等の販売等を行う者への照会
- オ) 利用しようとする著作物等の分野に係る著作者団体等への照会
- カ) 下記のいずれかの方法で、公衆に対し広く権利者情報の提供を求める
 - ・日刊新聞紙への掲載
 - ・CRICのウェブサイトにて30日間以上掲載

【見直し後の「相当な努力」】

- ① ア、イのうち適切なものを選択すればよい
- ② エの照会は不要とし、ウ及びオの照会をすれば足りる
- ③ カのうちCRICのウェブサイトでの広告について、申請に必要な掲載期間を7日以上に短縮する

運用の改善

- ① 利用期間は申請者が設定できることを明確化(5年を超える利用期間の設定も可能)
- ② 書籍の増刷や販売後の電子書籍化、電子書籍の配信期間の延長のように、同一の著作物等について、追加的な利用を予定する場合は、あらかじめ申請内容に含めておき、利用の数量や期間を区切って補償金を追加供託することにより利用が可能となることを明確化
- ③ CRICのウェブサイトへの広告掲載料を一律8,100円に減額(以前は、CRICのウェブサイトにて広告掲載を行う場合は16,200円、申請者のウェブサイトからCRICのウェブサイトへリンクを貼る場合は14,256円)
- ④ 第三者に利用させることを内容とする裁定申請が可能であることを明確化
- ⑤ 標準処理期間を約3か月から約2か月に短縮(ただし、申請中利用を行えば、申請から約1～2週間で利用開始可能)
- ⑥ CRICウェブサイトにおける7日間の広告掲載後も引き続き、情報を掲載